

## 雇用保険法等の一部を改正する法律による勤労者財産形成促進法の一部改正

### 1 改正内容

#### (1) 勤労者財産形成促進法の一部改正

##### ①融資関係

- ・財形持家分譲融資の廃止
- ・共同社宅用住宅融資の廃止

##### ②助成金関係

- ・勤労者財産形成助成金の廃止
- ・勤労者財産形成基金設立奨励金の廃止
- ・財形貯蓄活用給付金・助成金の廃止
- ・中小企業財形共同化支援事業助成金の廃止

##### ③その他

- ・その他所要の規定の整備

#### (2) 経過措置

廃止される融資及び助成金のうち以下については、なお従前の例によることとする。

##### ①融資関係（共通）

- ・独立行政法人雇用・能力開発機構が施行日前に申込みを受理した貸付け

##### ②助成金関係

- ・勤労者財産形成助成金については、施行日前に勤労者財産形成給付金契約又は勤労者財産形成基金契約に基づき拠出を行った事業主に対するもの
- ・勤労者財産形成基金設立奨励金については、施行日前に設立された基金に対するもの
- ・財形貯蓄活用給付金・助成金については、施行日前に預貯金等の払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた金銭に係るもの
- ・中小企業財形共同化支援事業助成金については、施行日前に助成を受けている事業主団体に対するもの

### 2 施行期日

雇用保険法等の一部を改正する法律の公布の日（平成19年4月23日）